

世界地方自治憲章について（意見）

現在、国際連合においては、世界地方自治憲章に関する協議が行われている。

その内容は、権限等の配分に当たっては地方自治体が優先されるべきこと、事務に見合った地方財源を確保すること等を基本とするものであり、我々がめざす地方分権の推進、地方自治の確立と軌を一にするものである。

このような動きが今や世界の潮流であることを踏まえ、国にあっては、その具体的な内容については、我々が追求する我が国の地方自治のあり方に即して適切に対処しつつ、明年6月の国際連合特別総会におけるこの憲章の決議に向けて積極的に取り組み、決議後は速やかに締約の手続を進められるよう要請する。

平成12年12月22日

全国知事会

全国都道府県議会議長会

全国市長会

全国市議会議長会

全国町村会

全国町村議会議長会